

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して  
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p>〔誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為〕</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>館林市長 殿</p> <p>届出者 住所 氏名</p>	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。